

ワーケーション展開費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ワーケーション展開費用助成金（以下、「助成金」という。）の交付について、市費補助金交付規則（昭和62年規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この助成金は、市外の企業・団体（以下、「企業等」という。）や企業等に勤める国内在住の役員・社員（職員）又はフリーランス・個人事業主（以下「社員等」という。）が、将来的な移住・二地域居住、半農半X、人材育成・チーム合宿などのワーケーション・移住体験事業の実施に必要な経費の一部を助成し、市内消費の促進、関係人口の創出、担い手確保や移住・二地域居住、企業誘致などの副次効果を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ワーケーション 非日常の土地で仕事を行うことで、生産性や心の健康を高め、より良いワーク&ライフスタイルを実施することをいう。
- (2) 企業等 法人の本店所在地が市外の企業又は団体をいう。
- (3) 社員等 日本国内（富良野市除く）に住所を有し、居住実態がある者をいう。
- (4) 代理店 企業等から業務代行を受けた旅行会社をいう。

(助成対象者)

第4条 助成の対象となる者（以下、「助成対象者」という。）は、以下の第1号から第4号までの要件を全て満たす企業等、社員等及び代理店とする。

- (1) 社員等が所属する法人においては既に1年以上の事業活動実績があること。
- (2) 国・都道府県その他の公的機関から助成金等を重複して交付を受ける者でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める業種、公序良俗に反する事業又は宗教的施設として活用する事業を営む者でないこと。
- (4) 富良野市暴力団排除条例（平成26年条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当しない者であること。

(助成金の交付)

第5条 市長は、助成対象者に対して、予算の範囲内において、助成金を交付する。

(助成対象経費)

第6条 助成対象経費は、助成対象者が第2条の目的に掲げる事業を行うために支出した

旅費、家賃（宿泊費）、保育料、体験教育費及びレンタカー利用料とし、助成対象経費は事業ごとに決定することとする。

（助成対象事業）

第7条 助成の対象となる事業（以下、「事業」という。）は以下に掲げる事業とし、助成内容、助成金額、助成対象者及び助成要件はそれぞれ別表のとおりとする。

- （1）子育て向けワーケーション・移住体験支援事業
- （2）転職なき移住者向けワーケーション・移住体験支援事業
- （3）半農半Xワーケーション体験支援事業
- （4）サテライトオフィス進出検討視察支援事業
- （5）人材育成・チーム合宿ワーケーション実施支援事業
- （6）ワーケーション実施支援事業
- （7）移住・ワーケーション体験ツアー参加支援事業

（事業実施の事前申込等）

第8条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下、「申込者」という。）は、担当職員のオンラインによる説明を受けた上で、事業の実施予定日の2週間前までにワーケーション展開申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書が提出された場合において、申込者と実施内容について協議を行い、当該内容について合意に至ったときは、申込者に対し、ワーケーション展開受入決定通知書（様式第2号。以下、「受入決定通知」という。）により通知するものとする。

（助成金の交付申請）

第9条 前条の決定を受けた申込者は、受入決定通知に基づき事業を実施し、助成対象経費が確定したときには、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1）ワーケーション展開費用助成金交付申請書（様式第3号(1)）
- （2）ワーケーション消費（支出）額算出表（様式第3号(2)）
- （3）ワーケーション体験記（様式第3号(3)）
- （4）ワーケーション展開費用助成金実績報告書（様式第4号）
- （5）助成の対象となる経費を証する書類
- （6）その他市長が必要とする書類

（助成金の交付決定）

第10条 市長は、前条の書類が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で助成金の交付を決定し、当該申込者に対し、ワーケーション展開費用助成金交付決定通知書（様式第5号。以下、「交付決定通知」という。）により助成金の交付額を通知するものとする。

（助成金の請求）

第11条 前条の規定により交付決定通知を受けた申込者は、当該助成金の交付を受けようとするときは、ワーケーション展開費用助成金交付請求書（様式第6号）を市長に提出

しなければならない。

2 市長は、前項の規定により適正な請求を受けたときは、当該申込者に対し、速やかに助成金を交付する。

(交付決定の取消し)

第 12 条 市長は、第 9 条に規定する助成金の交付決定が虚偽の申請若しくは報告又は不正行為によりなされたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取消したときは、当該申込者に対し、ワーケーション展開費用助成金交付決定取消通知書（様式第 7 号）により通知する。

(助成金の返還)

第 13 条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、当該申込者に対し、期間を定め、ワーケーション展開費用助成金返還命令書（様式第 8 号）により返還を命ずるものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第 7 条関係）

助成対象事業	助成内容	助成金額	助成対象者	助成要件
(1) 子育て世代向けワーケーション・移住体験支援事業	将来的に地方移住や二地域居住等を考える子育て世代の家族が、富良野市内の賃貸住宅（宿泊施設）に 14 泊以上で滞在した場合の家賃（宿泊費）、レンタカー代、保育料（1 名分）、体験教育費（1 名分）の一部を助成する。	家賃（宿泊費）は、14 泊以上は 5 万円を上限に 2 / 3 以内、21 泊以上は 10 万円を上限に 2 / 3 以内、31 泊以上は 15 万円を上限に 2 / 3 以内とする。レンタカー代は、14 日以上は 3 万円を上限に 1 / 2 以内、21 日以上は 5 万円を上限に 1 / 2 以内、31 日以上は 7 万円を上限に 1 / 2 以内とする。保育料は、1 日 2,500 円を上限に 1 / 2	社員等	・助成対象期間中の賃貸住宅、宿泊施設の変更は原則認めない。 ・SNS による情報配信にあたり子どもを含めた顔写真の掲載に同意すること。 ・レンタカーを利用する際には、北海道内の営業所で借りる場合に限ることとし、助成を受ける期間内であること。また、免責補償等の保険料は利用料に含むが、オプション、装備品（チャイルドシートを除く）や出発店舗と異なる店舗に返却できる片道利用（乗り捨て）の加算分は含ま

		<p>以内、最大 30 日間分まで支給とする。体験教育費は 5 万円を上限に 1 / 3 以内とする。</p> <p>※家族、同伴者の帯同に伴う経費は助成対象外とする。</p> <p>※家賃には、光熱水費（灯油代除く）、美装費、布団代（レンタル）を含む。</p> <p>※宿泊費は、素泊まり料金を助成対象経費とする。</p> <p>※保育料は預かり（延長）保育料も助成対象とする。</p> <p>※体験教育費は、市が別途定める助成対象基準に適合し、市と事前協議の上、滞在前にプログラム参加の予約を済ますこと。</p> <p>※体験教育費の助成は、親がリモートワークなどの勤務中に小学生を対象に各週平日 4 日以上連続したプログラム参加に係る費用に限る。</p> <p>※算定した額の合計額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</p>	<p>ないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一家族等が同一の年度内に体験できるのは 1 回までとする。 ・助成対象期間中、市内事業者等が実施するゼロカーボン推進を目的とした体験プログラムに参加すること。 ・助成対象期間中、移住を見据えた子育て、生活環境等の説明、市内視察に参加すること。 ・助成対象期間中、消費（支出）額を積算、算出すること。 ・助成対象期間中の様子を SNS で紹介し、本市の魅力を広散すること。体験終了後、市に体験記及び関連画像を提出すると共に、SNS による情報広散に努めること。 ・助成対象期間中、本市の関係者などと 1 回以上の情報交換会または交流会に参加すること。
--	--	--	---

<p>(2) 転職なき移住者向けワークショップ・移住体験支援事業</p>	<p>将来的に地方へ転職なき移住や二地域居住等を考える 20 代～50 代の社員等が、富良野市内の賃貸住宅（宿泊施設）に 14 泊以上で滞在した場合の家賃（宿泊費）、レンタカー代の一部を助成する。</p>	<p>家賃（宿泊費）は、14 泊以上は 5 万円を上限に 2 / 3 以内、21 泊以上は 10 万円を上限に 2 / 3 以内、31 泊以上は 15 万円を上限に 2 / 3 以内とする。レンタカー代は、14 日以上は 3 万円を上限に 1 / 2 以内、21 日以上は 5 万円を上限に 1 / 2 以内、31 日以上は 7 万円を上限に 1 / 2 以内とする。</p> <p>※家族、同伴者の帯同に伴う経費は助成対象外とする。</p> <p>※家賃には、光熱水費（灯油代除く）、美装費、布団代（レンタル）を含む。</p> <p>※宿泊費は、素泊まり料金を助成対象経費とする。</p> <p>※算定した額の合計額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨て額とする。</p>	<p>社員等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象期間中の賃貸住宅、宿泊施設の変更は原則認めない。 ・SNS による情報配信にあたり顔写真の掲載に同意すること。 ・レンタカーを利用する際には、北海道内の営業所で借りる場合に限ることとし、助成を受ける期間内であること。また、免責補償等の保険料は利用料に含むが、オプション、装備品（チャイルドシートを除く）や出発店舗と異なる店舗に返却できる片道利用（乗り捨て）の加算分は含まないこととする。 ・同一社員等が同一の年度内に体験できるのは 1 回までとする。 ・助成対象期間中、市内事業者等が実施するゼロカーボン推進を目的とした体験プログラムに参加すること。 ・助成対象期間中、移住を見据えた生活環境等の説明、市内視察に参加すること。 ・助成対象期間中、消費（支出）額を積算、算出すること。 ・助成対象期間中の様子を SNS で紹介し、本市の魅力を拡散すること。体験終了後、市に体験記及び関連画像を提出すると共に、SNS による情報拡散に努めること。
--------------------------------------	--	--	------------	---

				<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象期間中、本市の関係者などと1回以上の情報交換会または交流会に参加すること。
<p>(3) 半農半X ワーケーション 体験支援事業</p>	<p>市内で農作業体験として従事しながら、自らの仕事も行う「半農半X」のワーケーションを実施した場合、旅費の一部を定額助成する。</p>	<p>【新規就農・雇用就農向け】 5月～6月の期間に1日あたり4時間(午前中)の農作業を連続して4日間体験した場合、2万円の旅費を支給する。なお、7日間まで延長できることとし、1日あたり5千円の旅費を加算する。 ※怪我や病気等やむを得ない事由により、連続して4日間の体験ができなくなった場合に限り、農作業体験した日数分の旅費(1日あたり5千円)を支給する。</p> <p>【農業体験向け】 7月～9月の期間に1日あたり4時間(午前中)の農作業を連続して3日間体験した場合、15千円の旅費を支給する。なお、5日間まで延長できることとし、1日あたり5千円の旅費を加算する。 ※怪我や病気等やむを得ない事由により、連続して3</p>	<p>社員等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体験者の年齢は新規就農・雇用就農向けが原則45歳未満、農業体験向けが60歳未満とする。 ・SNSによる情報配信にあたり顔写真の掲載に同意すること。 ・富良野市農業担い手育成機構や農林課が定めるスケジュールや農業者の指導、ルールに従い、農作業体験を実施すること。 ※傷害保険は体験者が必要に応じて加入(任意)すること。 ・滞在施設から体験農場までの移動手段を確保すること。 ・同一体験者が同一の年度内に実施できるのは2回までとする。 ・助成対象期間中、市内事業者等が実施するゼロカーボン推進を目的とした体験プログラムに参加すること。 ・助成対象期間中、消費(支出)額を積算、算出すること。 ・助成対象期間中の様子をSNSで紹介し、本市の魅力を広散すること。体験終了後、市に体験記及び関連画像を提出すると共に、SNSによる情報広散に努めること。

		日間の体験ができなくなった場合に限り、農作業体験した日数分の旅費（1日あたり5千円）を支給する。		<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象期間中、本市の関係者などと1回以上の情報交換会または交流会に参加すること。
(4) サテライトオフィス進出検討視察支援事業	企業等が本市の地域課題解決や人材活用、地域資源を生かした新規事業の創出、ローカルベンチャーなど、サテライトオフィスの設置を検討するためにワーケーションも兼ねて視察した場合、旅費の一部を定額助成する。	富良野市内の宿泊施設に2泊以上滞在した場合、1名あたり道外3万円、道内2万円とし、1回の視察につき、助成の対象となる視察者数は1社あたり4人までとする。	企業等	<ul style="list-style-type: none"> ・同一企業等が同一の年度内に助成金を利用できるのは2回までとする。 ・SNSによる情報配信にあたり顔写真の掲載に同意すること。 ・助成対象期間中、市内事業者等が実施するゼロカーボン推進を目的とした体験プログラムに参加すること。 ・助成対象期間中、消費（支出）額を積算、算出すること。 ・助成対象期間中の様子をSNSで紹介するなど、本市の魅力拡散に努めること。体験終了後、市に体験記及び関連画像を提出すると共に、SNSによる情報拡散に努めること。 ・助成対象期間中、本市の関係者などと1回以上の情報交換会または交流会に参加すること。
(5) 人材育成・チーム合宿ワーケーション実施支援事業	企業等が社員（職員）の人材育成やチームビルディングなどを目的としたワーケーションを実施する際に要した旅費の一部	富良野市内の宿泊施設で5名以上が4泊以上滞在した場合、1名あたり道外3万円、道内2万円とし、上限を10名分までとする。	企業等 代理店	<ul style="list-style-type: none"> ・同一企業等が同一の年度内に助成金を利用できるのは1回までとする。 ・SNSによる情報配信にあたり顔写真の掲載に同意すること。 ・助成対象期間中、市内

	を定額助成する。	※家族、同伴者の帯同に伴う経費は助成対象外とする。		事業者等が実施するゼロカーボン推進を目的とした体験プログラムに参加すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象期間中、消費（支出）額を積算、算出すること。 ・助成対象期間中の様子をSNSで紹介するなど、本市の魅力拡散に努めること。体験終了後、市に体験記及び関連画像を提出すると共に、SNSによる情報拡散に努めること。 ・助成対象期間中、本市の関係者などと1回以上の情報交換会または交流会に参加すること。
(6) ワークেশョン実施支援事業	企業等の社員等がワークেশョンを実施する際に要した旅費の一部を定額助成する。	<p>【通常型】 富良野市内の宿泊施設で4泊以上滞在した場合、1名あたり道外2万円、道内1万2千円とする。なお、7月から9月及びゴールデンウィークは助成対象期間とする。</p> <p>【担い手活動参加型】 富良野市内の宿泊施設で4泊以上滞在し、地域イベント等のボランティア活動に参加した場合、1名あたり道外4万円、道内2万円とする。 ※家族、同伴者の</p>	社員等	<ul style="list-style-type: none"> ・同一実施者が同一の年度内に助成金を利用できるのは、通常型が1回、担い手活動参加型が3回までとする。 ・SNSによる情報配信にあたり顔写真の掲載に同意すること。 ・助成対象期間中、市内事業者等が実施するゼロカーボン推進を目的とした体験プログラムに参加すること。 ・助成対象期間中、消費（支出）額を積算、算出すること。 ・助成対象期間中の様子をSNSで紹介し、本市の魅力を拡散すること。体験終了後、市に体験記及び関連画像を提出すると共に、SNSによる

		<p>帯同に伴う経費は助成対象外とする。</p>		<p>情報拡散に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象期間中、本市の関係者などと1回以上の情報交換会または交流会に参加すること。 ・担い手活動参画型は、市が指定する以下の地域イベント等のいずれかにボランティア活動として参加すること。 <p>■東山地域ふるさと祭り(7月上中旬 1日間+準備・片付け日)</p> <p>■山部ふれあいまつり(7月中旬 2日間+準備・片付け日)</p> <p>■北海へそ祭り(7月28日・29日 2日間+準備・片付け日)</p> <p>■ふらのワインぶどう祭り(9月上旬 1日間+準備・片付け日)</p> <p>■ふらの bonchi powder フェス(2月上旬 2日間+準備・片付け日)</p> <p>■やまべゆきんこまつり(2月上中旬 1日間+準備・片付け日)</p> <p>■その他、市長が認める地域イベント等</p>
<p>(7) 移住・ワーケーション体験ツアー参加支援事業</p>	<p>市や地域おこし協力隊が運営する企画募集型の移住(二地域居住)・ワーケーション体験ツアーに参加した場合、旅費の一部を定額助成する。</p>	<p>富良野市内の宿泊施設に滞在した場合、道外の夫婦・パートナー帯同は3万円、個人は2万円の旅費を支給する。道内の夫婦・パートナー帯同は2万円、個人は1万円の旅費</p>	<p>社員等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象期間中、市内事業者等が実施するゼロカーボン推進を目的とした体験プログラムに参加すること。 ・助成対象期間中、消費(支出)額を積算、算出すること。 ・助成対象期間中の様子をSNSで紹介し、本市

		<p>を支給する。 ※帯同者（配偶者・パートナーを除く）は助成対象外とする。</p>	<p>の魅力を拡散すること。 体験終了後、市に体験記及び関連画像を提出すると共に、SNSによる情報拡散に努めること。 ・助成対象期間中、本市の関係者などと1回以上の情報交換会または交流会に参加すること。</p>
--	--	---	---

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。